

令和3年2月9日
土木部工事第二課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和2年11月22日(日)午後11時頃
(天気:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区瀬田二丁目32番先(裏面参照)

(3) 相手方 乙()

(4) 事故内容 瀬田二丁目32番先の世田谷区(以下「甲」という。)管理区道において、乙が車で走行中に雨水人孔を右前輪で踏んだ際、人孔の蓋・鉄枠が跳ねて右フロントバンパーを損傷した。

(5) 損傷の程度 乙 人身:なし
物損:車両フロントバンパー破損

(6) 過失割合 甲 10割 ・ 乙 0割

2 乙への損害賠償額 63,800円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる。)

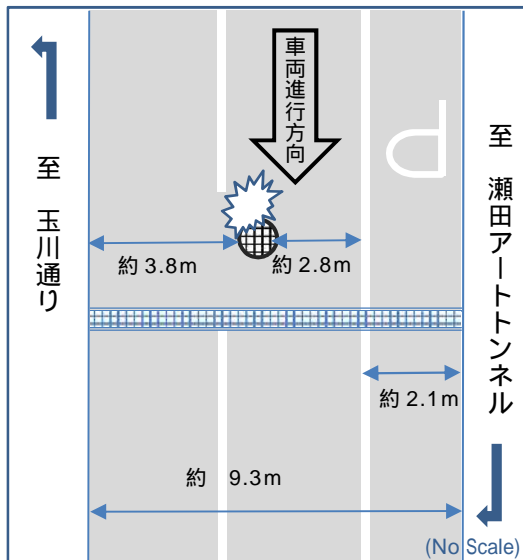
3 専決処分日 令和3年1月14日

事故発生現場案内図



事故発生現場詳細図

平面図



雨水人孔平面図・側面図

